

事務連絡
令和2年1月29日

多機能型事業所 御中

奈良市障がい福祉課

多機能型事業所における常勤職員の取扱いについて

日頃は奈良市の福祉行政にご協力頂き、ありがとうございます。
多機能型事業所における常勤職員の取扱いについては、下記のとおり、ご注意ください。

記

1、常勤とは

指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していること。

2、多機能型事業所における常勤の取扱い

指定障害福祉サービス等の単位で判断することになります。
→多機能型事業所における勤務時間数が常勤の従業者が勤務すべき時間数であったとしても、個々の指定障害福祉サービスに分けて配置されている場合は、非常勤になります。
例)「常勤職員が勤務すべき時間数＝月160時間」及び「多機能型事業所（生活介護、就労継続支援B型）」において

	サービス種類	職種	勤務時間（月あたり）
①非常勤の配置	生活介護	生活支援員	80時間
	就労継続支援B型	職業指導員	80時間
②常勤の配置	生活介護	生活支援員	160時間
	就労継続支援B型	職業指導員	0時間

3、多機能型事業所へのお願い

「2、」の②に該当する職員配置が指定基準上、必要分の配置がされていない事業所におかれましては、令和2年2月28日（金曜日）までに見直し後の勤務形態一覧表を提出して頂きますよう、よろしく申し上げます。

〒630-8790

奈良市二条大路南一丁目一番一号

福祉部障がい福祉課 自立支援給付係

TEL:0742-34-4593 FAX:0742-34-5080

メールアドレス：:jigyouqa@city.nara.lg.jp